

## 代理店契約書

特定非営利活動法人 健康麻将全国会(以下 甲という)と 代理店名(以下 乙といいます)とは、下記の各条項を確認のうえ合意し、本契約を締結する。

### 第1条(目的)

甲は乙を、甲の主催事業および受託事業(以下「本事業」という)の代理店として指名し、乙は甲の代理店として、本事業を継続的に行うものとする。

### 第2条(代理店の表示)

乙は甲の代理店であることを表示する。乙の標識は、甲より乙に本契約期間中貸与するものとし、甲の費用負担において設置する。

### 第3条(手数料)

乙は手数料を業務確認書(別紙)に記載された内容に基づき、第4条(作業義務)に従い、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

### 第4条(作業義務)

乙は、甲のホームページから、業務確認書(別紙)に定められた内容を入力し、作業を完成させるものとする。

- 予約: 本事業の開催日、開催時間、施設情報、部屋利用額を予約する。
- 入金: 本事業の実施日から3日以内に甲の所定銀行口座に手数料(税込)を入金する。振込手数料は乙が負担する。
- 日報: 本事業の実施日から7日以内に業務確認書(別紙)に基づき日報業務を行う。

### 第5条(事業範囲)

- 乙の事業範囲は、業務確認書(別紙)の記載による。なお、業務確認書(別紙)に記載する会場は1会場以上とし、未開催の場合は事務手数料として、未開催会場毎に甲へ月額 2000 円を支払うものとする。
- 前項に定める乙の事業範囲を変更する場合は、甲乙間で協議の上、書面で定める。
- 乙は本事業で販売が必要な教材等は、業務確認書(別紙)に定められた数量を予め購入する。
- 乙は業務確認書(別紙)等で別途定められた経費以外を、全額負担する。
- 乙が事業範囲で活動できないときは、代理店の資格を失うことがある。
- 本事業の目標額は、契約時及び有効期間延長時毎に甲乙協議のうえ改訂する。

### 第6条(第三者の知的財産権の侵害)

本事業に関して、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等(以下「知的財産権等」という)にす

る紛争が生じたときは、甲がその責任と費用負担において問題の解決にあたるものとする。

### 第7条(保証金等)

乙は、本契約による債務及び損害賠償の保証として保証金 180,000 円を甲に預託し、また、事務手数料として 20,000 円を支払うものとする。なお、保証金には利息は付さない。甲は、本契約終了後、30 日以内に、当該保証金 180,000 円から乙の甲に対する債務を控除した残金を乙に返還する。

## 第 8 条(秘密保持)

乙は、本契約に関連して知り得た甲の活動上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても3年間は第三者に漏洩してはならない。

## 第 9 条(譲渡の禁止)

乙は、本契約上の地位または本契約に基づく一切の権利もしくは義務を、甲の書面による事前の同意なく第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。

## 第 10 条(契約解除)

乙に次の各項の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。また乙において次の各号の一に該当したときは、本契約により甲に対して負担する一切の債務について、直ちに債務全額を支払うものとする。

1. 本契約または個別契約の条項に違反したとき。
2. 銀行取引停止処分を受けたとき。
3. 第三者から強制執行を受けたとき。
4. 破産、民事再生、又は会社更生等の申立てを受けたとき。

## 第 11 条(事業会場外での業務)

1. 乙が、既存の場所とは別途、新たな場所において出店する場合、本契約と同条件とする。もともと、第7条記載の保証金の預託及び事務手数料の別途の支払いは不要とする一方、新たな場所での出店、運営等に必要な設備、備品等の費用は乙が負担するものとする。
2. 乙は、甲の代理店としてではなく、業務確認書(別紙)に記載の無い他施設での類似事業は、事前に甲と協議し、書面により合意した場合のみ、当該事業を実施することはできる。

## 第 12 条(受講者への勧誘等の禁止)

乙は受講者を、競合する同業他社の事業、または乙自身が経営、所属する教室、団体等に、甲の許諾なく勧誘・紹介してはならない。また、物品等の販売や各種行事、国内外のツアー等への勧誘を甲の許諾なく勧誘してはならない。乙が本条に反して甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し賠償責任を負う。

## 第 13 条(不可抗力免責)

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、輸送機関・通信回線の事故、その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

## 第 14 条(個人情報の保護)

甲、乙ともに「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、受講者に関する個人情報(他の情報と照合して特定の個人を識別できる情報を含む)の保護について、以下の通り定めるものとする。

1. (対象となる個人情報)  
本件個人情報は、乙の契約書に記載する項目と、受講者が受講申込書に記載する項目の全てとする。
2. (甲の利用と責務)  
甲は乙の個人情報及び受講者が受講申込書に記載する項目の全てについて、運営・管理に利用し、第三者に遺漏、流出のないよう適性に取り扱うものとする。
3. (乙の利用と責務)  
乙は本事業で知りえた受講者の個人情報について、本事業でのみ管理、運営に限り利用する。また第三者に

遺漏、流出のないよう乙自身の情報機器に一切保管しない。

**第 15 条(有効期間)**

本契約は、調印の日より6か月間効力を有するものとする。ただし、期間満了2か月前までに、甲乙いずれからも別段の申し出がないときは、さらに6か月間延長するものとし、以後も同様とする。

**第 16 条(契約終了時の措置)**

本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の代理店である旨を表示してはならない。

**第 17 条(合意管轄)**

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

以上本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 東京都品川区西五反田二丁目4番2号 東海ビル2階  
団体名 特定非営利活動法人 健康麻将全国会  
代表理事 金 澤 喜 重 印

(乙) 住 所  
会社名  
氏 名 印